

## 亀山市告示第50号

亀山市病児保育事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

### 亀山市病児保育事業補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、病児保育事業に要する経費の一部を補助することにより、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合における需要に対応し、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この告示において「病児保育事業」とは、病児保育事業の実施について（令和6年3月30日付けこ成保第180号こども家庭庁成育局長通知）別紙病児保育事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）3に規定する事業であって、実施要綱6の実施要件を満たすものをいう。

#### (補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市病児保育事業補助金（以下「補助金」という。）という。

#### (補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、市内に所在する保育所、認定こども園、病院、診療所その他の場所において病児保育事業を実施する者とする。

#### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、別に定める基準額と交付対象者が病児保育事業に要した費用の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額とを比較して、いずれか少ない額を限度として、予算の範囲内において市長が定める。

#### (補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に職員配置状況及び病児保育事業計画書（様式第1号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 交付対象者が病児保育事業を完了したときは、補助事業等実績報告書に病児保育事業実績調書（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

職員配置状況及び病児保育事業計画書

(1) 職員配置状況

資格	氏名

当該事業の配置に係る職員の雇用契約等を添付してください。

(2) 病児保育事業計画

事業類型	利用定員	利用料金	事業実施月数
	人	円	月

病児保育事業実績調書

実施類型	対象（利用）児童数												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
(1) 病児対応型													
(2) 病後児対応型													
(3) 体調不良児対応型													
(4) 非施設型（訪問型）													

(5) 送迎対応を行う看護師、准看護師、保健師、助産師又は保育士を配置している場合（※（1）から（3）までに限る。）

資格	氏名

(6) 当日キャンセル対応を行った場合（※（1）及び（2）に限る。）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
回数													

※当日キャンセルした者の氏名、当日の職員配置状況等について、別途帳簿等で管理し、5年間保存しておくこと。